

砥部町パブリックコメント制度要綱

平成18年10月24日

砥部町告示第92号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町の政策形成過程における透明性及び公平性の向上を図るとともに、町民の町政への参画を促進し、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、町民の生活に広く影響を及ぼす町の基本的な政策、条例等(以下「政策等」という。)を策定し、及び決定する過程において、事前にその案を公表し、広く町民から意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)を求め、寄せられた意見等に対する町の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して町的意思決定を行う手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、町長(地方公営企業管理者の職務を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この告示において「町民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 本町に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の総合的な構想及び計画又は個別行政分野における基本的な計画及び方針の策定又は改廃
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 町の基本的な制度を決める条例
 - イ 町民に義務を課し、又は権利を制限する等、町民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、この告示の規定を適用しない。ただし、第1号に該当

する場合は第6条第1項の規定により公表するものとする。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 軽微なものの又は裁量の余地のないもの
- (3) 法令その他の規定により、縦覧又は意見書の提出その他パブリックコメント手続と同様の手続を行うもの
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- (5) 補助金交付要綱の制定、公共料金の制定及び地方税の賦課徴収に関するもの
(公表時期及び公表資料)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、政策等の案を公表するものとする。この場合において、実施機関は、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。ただし、第3号に規定する関連資料は、できる限り公表に努めるものとする。

- (1) 政策等の趣旨及び目的並びに政策等の案を作成した経緯
- (2) 政策等の案
- (3) 町民が政策等の案を理解するために必要な関連資料

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 所管課における閲覧

2 実施機関は、必要に応じ、広報紙への掲載等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、町民が政策等の案についての意見等を提出するために必要とされる期間を考慮し、原則として30日以上期間を設けて、政策等の案についての意見を受け取るものとする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民は、住所、氏名その他必要な事項を明記しなければな

らない。

(意思決定に当たっての意見等の処理)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
ただし、公表することにより個人又は法人その他の団体等の権利又は利害を害するおそれがあるものについては、公表しないことができる。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の意見を修正した場合における修正内容

(4) 意思決定後の政策等

3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第6条の規定は、前2項の規定による公表について準用する。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この告示の規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

(実施状況の把握)

第10条 町長は、定期的にパブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、ホームページへの掲載及び広報紙への掲載により町民へ情報提供するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、政策等の案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に立案過程にある政策等で町民の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示を適用しない。